

高萩市 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料表

(令和6年4月1日～)

建築物の種類		手数料	あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けた場合の手数料	
一戸建ての住宅	新築	45,000円	9,000円	
	増・改築	68,000円	14,000円	
一戸建て住宅以外の住宅 (建築物全体の住宅戸数)	5戸以内のもの	新築	108,000円	
		増・改築	162,000円	
	5戸を超え 10戸以下	新築	173,000円	
		増・改築	259,000円	
	10戸を超え 30戸以下	新築	342,000円	
		増・改築	513,000円	
	30戸を超え 50戸以下	新築	612,000円	
		増・改築	919,000円	
	50戸を超え 100戸以下	新築	1,053,000円	
		増・改築	1,580,000円	
	100戸を超え 200戸以下	新築	1,949,000円	
		増・改築	2,923,000円	
	200戸を超え 300戸以下	新築	2,784,000円	
		増・改築	4,177,000円	
	300戸を超えるもの	新築	3,411,000円	
		増・改築	5,117,000円	
	計画の変更認定		上記の1/2	

※ 一戸建て住宅以外の住宅の場合で、同一棟の住宅に関し同時に2件以上の申請が行われる場合にあっては1の申請

※ あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けた場合とは、住宅性能評価機関により下記の内容の全てについて技術的審査を受け、適合証の交付を受けたもの

- 長期使用構造等(法第6条第1項第1号)
- 住宅規模(法第6条第1項第2号)
- 建築後の住宅の維持保全(法第6条第1項第4号イ及びロ又は同項第5号イ)
- 資金計画(法第6条第1項第4号ハ及び同項第5号ロ)

建築確認申請を併願する場合

上表手数料 + 建築確認申請手数料(別表)